

請求忘れはありませんか？ 出産でもらえるお金を再チェック！

出産・育児で公的にもらえる給付金はいろいろあります。出産後の忙しさで請求忘れをしていませんか？ 給付金にはそれぞれ時効があります。今回は出産でママがもらえるお金について整理してみましょう。

★出産育児一時金

子ども1人につき、42万円(うち3万円は産科医療補償制度の保険料)。出産から2年以内なら、ママの健康保険に請求ができます。①ママは働いて自分で健康保険に加入している、②パパの健康保険の被扶養配偶者になっている、③国民健康保険に加入している、また④都合で親の健康保険の被扶養者になっているケースも対象です。

★出産手当金

出産のため会社を休み、お給料がもらえないときに、出産前後98日間【出産日以前の42日(出産日が出産の予定日を過ぎたときは、予定日翌日から出産日までの日数は加算される)、出産後の56日】に対して、【お給料の3分の2(標準報酬日額の3分の2)×日数分】の出産手当金がもらえます。対象となる出産とは、妊娠4ヵ月以上の出産(早産)、死産(流産)・人工中絶も含まれます。会社からお給料がもらえるときは、差額になります。対象となるママは、勤め先の健康保険に加入しているママ(任意継続被保険者は対象外)、あるいは会社を辞めても要件にあっているママです。なお国民健康保険のママには出産手当金はありません。請求を忘れたママは、産休開始の翌日から2年以内なら請求ができます。

★生命保険などの入院給付金など

帝王切開での出産や切迫早産・切迫流産・つわり・妊娠中毒症・妊娠高血圧・妊娠糖尿病などでの入院や手術があった場合に、保険や共済で入院給付金などがもらえるのをご存じですか。もらえるかどうかの基準は、保険会社で異なることあるのですが、請求忘れがあれば請求しましょう。入院給付金や手術給付金の時効は3年ですが、3年以上たっても保険会社に一度確認してみましょう。

★医療費控除の確定申告

妊娠・出産で医療費がかかった年は、確定申告で医療費控除の手続きをすれば、払い過ぎた税金が戻るケースがあります。医療費控除は、妊娠・出産に関するものだけでなく、家族全員の診療分が対象です。また薬局で購入する薬代などもOKですが、出産育児一時金、生命保険などの給付金などは、かかった医療費から差し引く必要があります。また、医療費控除には普通、10万円の足額があるので、医療費が10万円を超えていないと手続きする意味はありませんから注意しましょう。医療費控除の時効は5年です。自営業のママや何か理由があって確定申告したママは、5年ではなく修正申告の期限の1年以内になります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サートィファイドファイナンシャルプランナー

高橋 昌子



SBI証券のEXPRESS口座 開設はこちらへ

最短、翌日から取引可能!
(口座開設料・管理料は無料です)



FPサポート研究所

<http://www.fpsl.co.jp/>

検索



証券 投資

あなたの暮らしと財産を守るパートナー
株式会社 FPサポート研究所

金沢市此花町3-2ライブ1ビル1F ☎076-232-2038

●株式会社エフピーサポート研究所(金融商品仲介業者)登録番号:北陸財務局長(金仲)第2号 ●当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。●当社は、金融商品仲介業に関して、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。●所属金融商品取引業者 株式会社SBI証券 登録番号:関東財務局長(金商)第44号 ●加入協会:日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

